

支援体制づくり取組事例集

(平成30年度追補版)

[推進地域編]

～早期からの教育相談・支援体制のための7つの取組～

北海道保健福祉部では、「北海道障がい福祉計画」を策定し、障がい児支援の充実を図るとともに、家族への支援として、保護者への相談支援や一般の方々が発達障がいについての理解を深めるための啓発等を行い、障がいのある方々やその御家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めているところです。

本事業は、平成28年度から実施しており、保健・福祉分野と教育分野がそれぞれ進めてきた取組を、両者の連携した取組として発展させるため、道保健福祉部の「障がい児等支援連携体制整備事業」と道教委の「発達障がい支援成果普及事業」において共通の「推進地域」を全ての振興局・教育局管内において共通で指定し、実践や成果を「平成30年度追補版」としてまとめました。

事例を御提供いただいた各推進地域の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、道内の全ての地域において本取組事例集が活用され、早期からの支援体制の一層の充実が図られるよう願っています。

北海道保健福祉部 北海道教育委員会

平成31年3月

1 相談体制の充実

- ① 障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かに応じる。

【事例1】訪問支援及び保護者向け学習会の取組

本町では、発達支援センターの職員、保健師及び助産師が保育所等へ訪問し、保育士や保護者の相談を行う体制を整えています。

また、保護者を対象とした学習会を開催し、保護者の不安を少しでも解消し、相談しやすい環境の整備に努めています。

本町の発達支援センターは南檜山4町（上ノ国町、江差町、厚沢部町、乙部町）のセンター機能としての役割があるため、本町以外の各町への訪問支援を行い、保護者の相談の窓口の明確化や相談体制の充実のために取り組んでいます。その際、本町と各町の保健師及び助産師の連携及び相談体制の強化を図っています。

子どもや保護者が安心して生活できるように、一層の相談体制の充実に向けて取り組んでいきたいと考えています。

【事業の展開】

- ①南檜山4町保育所等訪問支援事業
 - ・平成30年6月～平成31年1月（全28回）
 - ・各町の保育施設及び学童保育施設で実施
 - ・対象児を観察し、支援について意見交換
- ②早期療育支援事業
 - ・平成30年6月～平成31年1月（全7回）
 - ・江差町及び乙部町で実施
 - ・保護者の相談
- ③地域療育支援事業
 - ・平成30年7月18日、10月3日
 - ・上ノ国町で実施
 - ・北海道立子ども総合医療・療育センターの職員を講師として、検査実施及び保護者への助言
- ④平成30年度保護者向け学習会
 - ・平成30年9月10日
 - ・上ノ国町で実施
 - ・幼稚園園長を講師として、保護者対象の講演

【事例2】保護者、地域、発達支援センターの連携

本町では、保健福祉課の母子保健担当、認定こども園、子育て支援センター、子ども発達支援センターが連携し、保護者からの相談をきめ細かく受けることによって、保護者の子育てから生じる不安や疑問が解消できるように関わっています。また、障がいの有無のみならず、発達に心配があるすべての子どもを対象にし、発達状況に合わせながら、各担当がそれぞれの役割を担っています。

保護者になじみのある環境で相談ができるよう、地域の関係機関と日常的に連携を図っており、状況によっては、子ども発達支援センターが相談窓口となり、調整役を担う場合があります。

保護者支援は、母子担当保健師と連携を取りながらメンタル面のケアを行い、子どもの発達に関する相談を子ども発達支援センターが担うなど役割を明確にしています。

認定こども園の園児から高校生まで途切れのない支援体制の構築に向け、関係機関のケース会議や保護者を交えた教育相談に地域において幼少期からの経過を知るものとして、子ども発達支援センター職員が参加し、発達に関するアドバイザーとしての役割を担っています。

また、認定こども園や各学校への定期的な訪問を実施しており、子どもの日常的な様子を
知るだけではなく、具体的に子どもの発達を確認する機会や担当する関係者との情報交換の
場になっています。

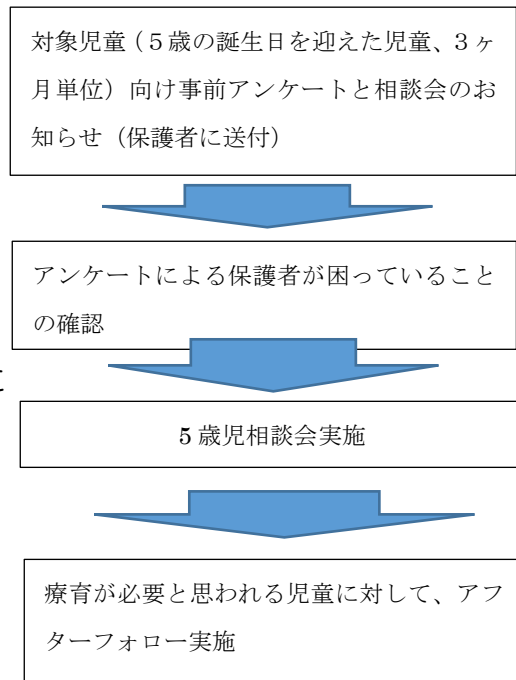
【事例3】5歳児相談事業の取組

本市では、3歳健診以降、就学前の集団検診がなく、3歳児健診以降に発達の遅れがある児童については、就学直前まで児童の状況を集団で把握できる状況になかったことから、発達の遅れが心配される児童について、就学前に相談会を実施し、療育実施の必要性について、相談できる機会をつくりました。

相談会では、計測記録（身体測定）と視力検査、行動観察のための対象児童への集団遊び、元教員による保護者への就学に向けた説明会と自由遊び、個別相談（心理士、ことばの教室、栄養士、保健師）を実施しています。

相談会の実施に当たっては、相談会のお知らせとともに事前アンケートを送付し、保護者が困っていること等を把握し、相談後は療育が必要と思われる児童に対しては、アフターフォローを実施しています。

○5歳児相談事業の流れ



2 子どもや保護者への支援

- ② 乳幼児健診や就学時健診等において、保護者に「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供する。

【事例1】育ちの手帳「こんぱす」の活用を促進するための取組

本町では、育ちの手帳「こんぱす」の活用を促進するために教育委員会、町保健福祉課、学校教員、発達支援センターなどの関係職員で「こんぱす運用委員会」を開催し検討しています。

「こんぱす」の周知を3歳児検診時に行うほか、発達障害者支援センターにおいて支援当初から利用者全員に活用してもらうなど、活用の拡大を図っています。

発達障害者支援センターとは「こんぱす」を活用しながら、定期的に保健部門、幼稚園と情報共有を行っています。

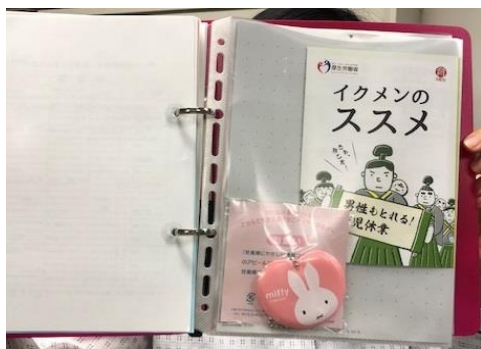
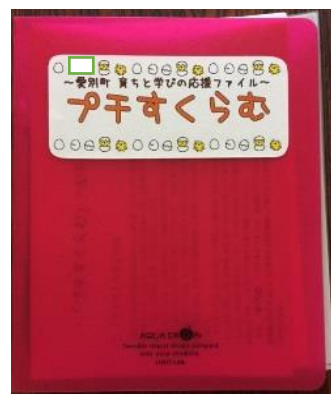
また、「こんぱす」を本町の個別教育支援計画と位置付けたことにより、学校内で新規に利用する児童が増えています。

【事例2】支援ファイル「プチすくらむ」活用推進の取組

本町では、平成24年4月から、母子手帳発行時に全妊婦に対し、支援ファイル（すくらむ）の乳幼児期版「プチすくらむ」を配付しています。

「すくらむを持っている＝障がいがある」というイメージが先行する中、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもにすくらむを活用してもらうにはと考えられたのが「プチすくらむ」です。

子育て支援センターに来ていた保護者の方々のご意見を参考に、大きさをバックに入れて持ち運びやすいA5サイズにし、育児日記として活用できるページや母子手帳や思い出の写真などが入れられるクリアポケットをつけました。



配付から6年が経ち、子育て支援センターでの講座や保育懇談時の活用の効果もあって、少しずつ認知が進んでいますが、活用には個人差があります。

今後は、「プチすくらむ」と「すくらむ」の活用の場面をさらに増やしていくために、役場や学校等から保護者に出す懇談や面談のお知らせなどに「すくらむを持ってきてください。」と一文を入れ、乳幼児

期～学齢期～青年期を切れ目なく支援できるツールとして「プチすくらむ」、「すくらむ」を活用していきます。

【事例3】子育てリレーファイル活用 of 取組

本町の子育てリレーファイル「あったかすまいる」は、第7次鷹栖町総合振興計画で策定した、充実した子育て環境と地域福祉の推進を図るまちづくりの施策として、健康福祉課が「あったかすまいる策定検討懇話会」を設けて平成26年に作成し、平成27年4月に導入しました。年度当初に町立保育園2か所と、幼稚園、小学校2校の保護者向けに説明会を行い普及と浸透に努め、翌年からは町立保育園と幼稚園において保護者向け説明会を行っています。

導入から2年を経過した平成29年度に、一層の活用を図ることを目指して「あったかすまいる検証懇話会」が記入例等の改訂並びに活用の手引きとして「あったかすまいるQ&A」を作成しました。平成30年4月から改訂版を役場お客さま窓口で順次配付するとともに、Q&Aを対象者全員に配付しました。

「検証懇話会」は、町立保育園保育士・幼稚園・各小中学校の特別支援教育コーディネーターと保健師、健康福祉課子育て支援係、教育委員会総務学校教育係とで構成し、改訂作業終了後は子育て支援係子育て支援相談室が所管することとなりました。

なお、「あったかすまいる」は導入当初より鷹栖町公式ホームページにて趣旨を啓発するとともに、各シートのダウンロードをできるようにしています。

「あったかすまいる」の目的は、家庭と連携しながら乳幼児期から子ども一人一人の発達に応じた支援を継続することにあります。導入した平成27年に、0歳児から小学1年生までのすべての子どもへ配布しました。以後、出生あるいは転入した子どもに配付し、現在小学校4年生までのすべての子どもに行きわたっています。以後、乳幼児健診、保育園・幼稚園の入園申込み、小学校への引継ぎ、幼保小の進級時の引継ぎ、幼保小の保護者面談などの様々な場面で情報共有と共通理解に基づく子育て支援に活用しています。

平成30年度は改訂後1年目で、活用状況の交流と検証を行い一層の活用を図ることとしています。その一つとして、小学校から中学校への円滑な引継ぎに向けて高学年版「自分らしさ（理解）シート」記入例の検討を進めています。打合せにより、検討の場としては、検証懇話会の流れを受けて町教育委員会と協働し、町の教育支援委員会コーディネーター部会の小中学校コーディネーターに協力を依頼することとしました。

昨年の打ち合せに基づき、子育て支援相談室では作成の目的に沿って相談活動において「あったかすまいる」を活用するよう努めています。地域福祉との関わりでは、児童発達支援・放課後等デイサービス利用において子どもの理解を深めるため関係者間での活用が進んでいます。

M-2 自分らしさ(理解)シートⅡ：記入例 ※記入できるところだけかき写せん。

作成日： 年 月 日 ◇◇ 小・中・高 3年/（9）歳 名前 あったかすくん
*学校の個人懇談や相談をする時などに事前に記入して持っていくと、具体的な話ができます。

※お子様の性格や特徴など、自由に記入してください。
気分がよい状態で、自分のペースで進められる時にはしっかり取り組める。強く言われたり急がされたりするとあせってしまったり逃げられず、落ち込むことがある。

記入例	良いところ・できること		気になること・心配なこと	
	本人の様子	場面・状況	本人の様子	場面・状況
	～はできている ～は得意だ ～が好き ～なふうに良くなった	こんな場所や時なら こんな人や物となら このように関われば ⇒できる	～は出来づらい ～は苦手だ ～ことが気になる	こんな場所や時に こんな人や物だと このように関わると ⇒しない、できない
生活面	*睡眠・食事・排泄・着替え・入浴・生活時間や行動範囲など生活全般に関すること			
	・生活習慣が身についてきている。 ・食器洗いや洗濯物の片づけの手伝いをしてくれる。	・カレー味にすると、嫌いな野菜も食べる。 ・手伝いの約束をメモに書いておくと、やろうとする。	・整理整頓が苦手。 ・自分では入れたつもりだが、忘れ物が多い。	・「早くしなさい」と言われると、余計にできなくなってしまう。 ・強く注意されると泣いてしまい、気持ちの切り替えに時間がかかる。
行動・感情	*体の発達の様子や性格の特徴、感情の起伏や気持ちのコントロール、敏感さや興味・行動や運動など			
	・物事への関心が、増えた。 ・思いやりがある。 ・妹の話をよくする。	・納得したことは、行動に移せる。 ・時間を決めると、約束を守って行動できる。	・落ち着かない。 ・自分の気持ちを言葉にすることが苦手。	・興味のない内容に関しては、座っていられなくなる。 ・急に意見を求められると黙ってしまふ。
学習・興味・関心	*得意な教科や苦手な教科、家庭学習の様子、学習意欲など、学習全般に関すること			
	・本が好き。 ・漢字が好きで丁寧に書ける。 ・次の日の準備や課題を進んでやる。	・目につくところに本を置いておく、よく読んでいます。 ・確かめることが習慣になり、ミスが少なくなりました。	・わからないことを聞けない。 ・ルールが理解できないまま、参加していることがある。	・好きなことには意欲的だけれど、苦手なことは取り組むのに時間がかかる。
人との関わり・社会性	*大人や友達との関係、「言葉」などのコミュニケーション、場面やルールの理解など			
	・きょうだい、とても仲が良い。	・誘い方を教えてから、休日や放課後に友達と遊ぶようになってきた。 ・大人とならスムーズに会話できる。	・ルールが理解できないまま、参加していることがある。	・初めてのことに、時間がかかる。 ・好きな話題になると、一方的に話してしまう。

【事例 4】発達支援ファイル（仮）の検討、作成

本町では、乳幼児から学童期、青年期以降をつなぐ発達支援ファイル（仮）の作成に向けて、検討会等を開催し、当事者とその家族を含む関係者が使いやすいファイルとなるよう検討を重ねているところです。

本町で乳幼児期、学童期、青年期等をつなぐ方法や体制、何らかの対応が必要と思われる方が社会人になる前後のつながりの支援、対象者や関係者に対し、現在利用できる資源（発達支援事業、障害児通所等）の周知などの課題があったことと、特別支援学級親の会から健診や医療機関受診時、保育所等入園時、障害児福祉サービス利用、就学時等に生育歴や相談歴をその都度伝えなければならないのは大変であり、情報をもれなく伝えることができ、共有できるツールが必要との発達支援ファイル導入に係る要望書をいただいたことがきっかけでした。

発達支援ファイル検討会の構成は、部会員に特別支援学級親の会、計画相談事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、教育委員会指導主事室長、保育所、母子保健係保健師。アドバイザーに特別支援教育アドバイザー、医療機関及び幼稚園とし、事務局は本町の福祉課障がい福祉係が担当しています。

現在までに発達支援ファイル検討会を 3 回開催し、平成 30 年度中には、試作品を完成、平成 31 年度には試行を予定しています。

第 1 回目の検討会では、部会員への説明、作成にかかる意見交換を行い、部会員の方みなさんには趣旨をご理解いただき、前向きにすすめることができました。

第 2 回目の検討会では、各機関で使用している相談票の項目を一覧にし、記載事項について検討を行いました。莫大な項目があるため、詳細は持ち帰り、各自が○×△を記載し優先順位をつけることとしました。

第 3 回目の検討会では、発達支援ファイル（案）を提示し内容について意見交換を行い、各自が持ち帰り意見の提出を依頼中です。

次回、第 4 回目の検討会では試作品を提示し、実際に使ってみることを予定しています。誰もが使いやすく、愛着もてるファイルになることを目指したいと思っています。

2 子どもや保護者への支援

- ③ 「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへのよい支援と環境づくりが、就学前から幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校等へとつながるように努める。

【事例1】個別の教育支援計画と子育て支援ファイル連携の取組

本町では、障がいのある子どもがライフステージに応じて一貫した支援を受けられ、親亡き後も継続して支援を受けられるよう、平成28年4月から子育て支援ファイルの配付を始めており、障がいの有無にかかわらず、保護者が子どもの成長記録として活用することを推進する目的から、母子手帳発行時のほか、希望する保護者へ随時配付しており、これまで約310件の配付を行ってきました。

子育て支援ファイルの配付は進んできましたが、支援を必要とするお子さんとその保護者への周知や、活用が図られていないこと、また、成長に伴い子どもの関わる関係機関（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等養護学校等）への子育て支援ファイルの存在、情報の引継ぎを行うことなど、有効的な活用方法が構築されていない課題があります。

このため、本町では、町内における連携体制の整備に向けた取組として、支援を必要とする子どもの保護者を部会員とした自立支援協議会子ども部会において、子育て支援ファイルの記載内容に係る見直しについて意見交換を行ったほか、町内小中学校の特別支援学級を担当する先生方で構成する教育研究特別支援サークルにおいて、「個別の教育支援計画」と「子育て支援ファイル」の連携を図るため、子育て支援ファイルや個別の教育支援計画の役割、整合性や連携について、講義及びグループワークを行い、現状における意見や課題などの抽出などを行っています。



【事例2】地域の取り組み

本町では、認定こども園や各学校に在籍する子どもたちへ、社会性を身に付けるための学びの場を提供しています。特徴としては、町教育委員会が進める取組を主軸に、子ども発達支援センターが共催し、教育ジャーナリストを講師に招き授業を実施しています。小学校4年生から高校1年生までを対象とした学級ごとの授業であり、“大人になるとは”というテーマで様々な視点から指導を得ており、本年度で4年目の取組となっています。授業では自己理解につながる「自分の特性を知る」や「どう物事を考えているか（思い出すか）」等のワークショップを交えた内容であり、より理解に結び付きやすい講話となっていることが特徴です。

今年度の高校1年生を対象とした授業では、犯罪社会学の視点による講話が展開されましたが、大人になったときに「衝動性」をコントロールすることができるよう、我慢する力を今から訓練して付けていく必要があるというものでした。

このように子ども発達支援センターとして、地域に必要と思われる事業の企画や地域のコーディネーターの役割を担っています。

【事例3】「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへのよい環境と環境づくりが、就学前から幼稚園、小・中学校へつながるようにする。

本町では、周囲からの配慮や支援が必要な子どもや家族に対し、乳幼児から成人まで一貫・統一した支援や、関係機関との連携、引継ぎに活用することを目的として、平成26年から相談支援ファイルの作成を実施しています。相談支援ファイルの作成手順としては、大まかに次のように整理しています。

①「相談支援ファイル」＝「個別の教育支援計画」であり、個別の教育支援計画（相談支援ファイル）は学校が作成するもの。②学校が保護者へ個別の教育支援計画（相談支援ファイル）を作ることを説明し、保護者が了承したら個別の教育支援計画（相談支援ファイル）の作成を開始。③個別の教育支援計画（相談支援ファイル）は、学校で保管管理することができる。

相談支援ファイルは、次の6種類のシートで構成されています。

1) プロフィールシート

子どもや家族の基本情報や子どもの成育歴・健診結果・病気などをまとめたもの。

2) 連携シート

各時期において、関わっている関係機関についてまとめたもの。

3) 相談・支援の記録シート

相談、支援の内容や結果について記録するもの。各機関で活用している記録様式に置き換えが可能。

4) 保育シート

保育園や幼稚園に入ってから小学入学までの、およそ6歳頃までの様子をまとめたもの。保育園や幼稚園で使用している様式に置き換えが可能。

5) 教育シート

小・中学校を中心に、生活や学習の様子・支援内容をまとめたもの。高校以上に進学する場合も活用できる。個別の指導計画に置き換えが可能。

6) 社会生活シート

就労や社会生活する上で、必要な支援や生活の様子をまとめたもの。

小学校で「相談支援ファイル」を作成し、中学校へ連携されているケースもすでにあり、現在の内容で充分であるとの中学校の意見から、スムーズに連携が取れ活用されていることがうかがえます。

小学校、中学校とも保護者へ相談支援ファイルを返却する際に、「進学先に相談支援ファ

ルを提出してください」と伝えており、町内の小中学校間で連携されなかったケースはありません。

また、個別の指導計画がある児童の小中学校間での引継ぎの際に、相談支援ファイルを作成していることも併せて伝えられ、相談支援ファイルが作成されていることを知らなかったということがないように連携されています。

仮に中学校進学時に何らかの理由で相談支援ファイルを提出しないとしても、個別の指導計画がある児童については、小学校から中学校へ必ず学校間で引継ぎを行っているため、相談支援ファイル（＝個別の教育支援計画）がある児童には必ず個別の指導計画があることから、町内での義務教育期間においては、その児童に対する支援は途切れない環境になっています。

相談支援ファイル作成から5年が経過し、就学前→小学校→中学校への連携は順調に行われ、町内の小・中学校では相談支援ファイルの作成及び活用の連携環境は整えられています。

乳幼児から成人まで一貫・統一した支援を行うためには、支援者が変更となっても支援が継続できるよう、これまで受けてきた支援の内容や子どもの様子の情報共有は大変重要です。

相談支援ファイルの内容が途切れないようにするためには、関係機関の連携はもとより、本人及び家族が支援のために必要なものだという意識付けも重要です。連携できる環境と支援のために必要なものという意識が、一貫した継続支援につながると考えています。

3 学校、関係機関等との連携

- ⑤ 保健師、保育士、心理士、相談支援専門員、教職員及び特別支援教育支援員等を対象とした研修を実施する。

【事例1】子どもの発達支援と児童相談対応に関する研修会の開催

本町では、保健福祉担当者、教育委員会担当者等が集まる機会を設け、障がい児支援に係る現状と課題について話し合いを行いました。

この中で、部署の異なる担当者が集まって情報を共有することの必要性や、関係者が同じ目線に立って仕事をすることの重要性から、実際の子どもの発達支援に関する研修会等を開催してはとの意見が出されました。



また、児童相談所から、児童虐待の初期対応に関する研修会開催について提案があったことなどから、参集範囲が重なる貴重な機会を活用して、「子どもの発達支援と児童相談対応に関する研修会」（主催：町、町教育委員会、振興局）を企画しました。

研修会には町内保健福祉・教育関係者約40名が出席し、DVDの視聴やグループワークを通じて、発達支援に対する理解及び実践的な技術向上と、地域における児童虐待対応及び児童相談援助技術の向上を図りました。

研修出席者からは、「自分の立場以外の機関の動きを知れたので、大変勉強になった」、「発達障がいに関して新しい情報を得ることができた」などの感想がありました。

来年度はアンケート結果を参考に、現場が必要としている情報を提供する機会を設け、関係者の連携強化を意識した取組を進めていきたいと考えています。

【事例2】「発達支援関係職員スキルアップ研修会」の開催

本町では、障がい児支援を子育て支援の一環として行う体制とし、さらに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等関係者間の円滑な連携の推進（横の連携）を図るため、障がい児支援の充実を推進する地域連携体制を整備する必要性がありました。

そのため、児童発達支援事業所、子ども発達支援センター及び放課後等デイサービスと小学校、中学校等の関係機関との連携体制を構築することを目的に、発達関係職員のスキルアップ研修会を開催しました。

研修会では、発達障害者支援センター長を講師として、支援が必要な児童への対応についての講演と、支援ファイルの共有に伴う意見交換を行いました。

本町が、保健・教育・福祉・保育の連携で実施した研修会は初めてであり、関係者間の連携が図られるきっかけとなったと考えています。

なお、支援ファイルの共有化については、様式の統一が必要であり、今後も意見交換の場を設けるなど、引き続き関係者との協議を行っていくこととしています。

3 学校、関係機関等との連携

- ⑥ 保健や福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどによる市町村特別支援連携協議会及び自立支援協議会等の会議で、課題解決に向けた協議を行う。

【事例 1】関係機関の情報共有と更なる連携強化に向けた協議の実施

本町では、未就学の幼児、児童生徒に対して、各関係機関が保健師や臨床心理士に相談し、専門的な立場からの助言等を受けながら、個に応じた支援を実施しているなど、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して幼児、児童及び生徒を支援する体制が確立されています。

推進地域として、更なる連携強化や円滑な支援体制の構築について、各関係機関の意見を参考にしながら、来年度以降の取組を協議しています。

関係機関による情報共有を行うため、障がい児の支援に関係する機関による情報共有等を行う場を設定し、現在行っている支援や新たな支援などについての情報提供や、事例検討などのグループワーク等を行い、各関係機関の担当者が異動等で変わっても、他の関係機関が行っている支援の内容や役割を再確認できるようにします。

さらに、その場を活用して各関係機関における課題や連携強化への取組などについても意見交換し、関係機関がより共通理解を深める場としていきます。

また、学校と福祉がより円滑に連携できる体制の確立に向け取組を進めたいと考えており、次年度に向け、当町が委託を行っている基幹相談支援センターの支援員が、月 1、2 回程度小・中学校を訪問し、学校が抱えている課題のあるケース等について聞き取りを行い、保健師や臨床心理士などの保健、福祉部門等へつなげる連絡調整役として関わるという取組を検討しております。

この取組の実施により、学校におけるケースの把握後、支援員の視点をとおして、各関係機関の連携や問題の認識及び共有、問題解決の支援について、より速やかに実施できるようにしたいと考えています。

今後、この取組の実施に向け、各関係機関による協議等をとおして支援体制を整備し、次年度は、試験的な導入に向け準備を進めていく予定です。

【事例２】「発達障がいのある子どもへの支援の充実に向けた情報交換会」の開催

当市では近年児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が急増しており、それに伴い一人の子どもに関わる支援機関が増えています。平成 26 年 11 月に自立支援協議会子ども部会を発足させ、年 6 回の活動をとおりて福祉機関や事業所の資質向上と子ども部会メンバー間の連携を推進してきました。

一方で福祉機関や事業所と他の機関（幼稚園・保育施設、教育機関）とがお互いをよく知らない状況にあり、機関同士の連携の仕組みも整備されていないため、必要な連携が十分には図られていませんでした。

そこで、福祉機関・幼稚園・保育施設・教育機関・保健機関との情報交換会を実施し、顔を合わせてお互いを知ることにより連携がとりやすい関係づくりを目指しました。また、参加者の声から地域の連携の現状を整理し、課題を明確にすることとしました。

発達障がいのある子どもへの支援の充実に向けた情報交換会の実施状況

開催日	対象	内容	参加者数
30/ 7/30	小中高等学校、障がい児福祉	取組紹介・グループワーク	62 名
30/12/27	幼稚園保育施設、障がい児福祉	取組紹介・グループワーク	84 名
31/ 2/5	小中高等学校、障がい児福祉	本事業の取組報告・グループワーク	64 名

参加者からは大変好評で「お互いの活動や役割を知ることができた」「役割分担や連携できるとよい」「保護者支援に悩む。情報交換や協力して支援できるとよい」「定期的に情報交換会を開催してほしい」などの声が聞かれました。

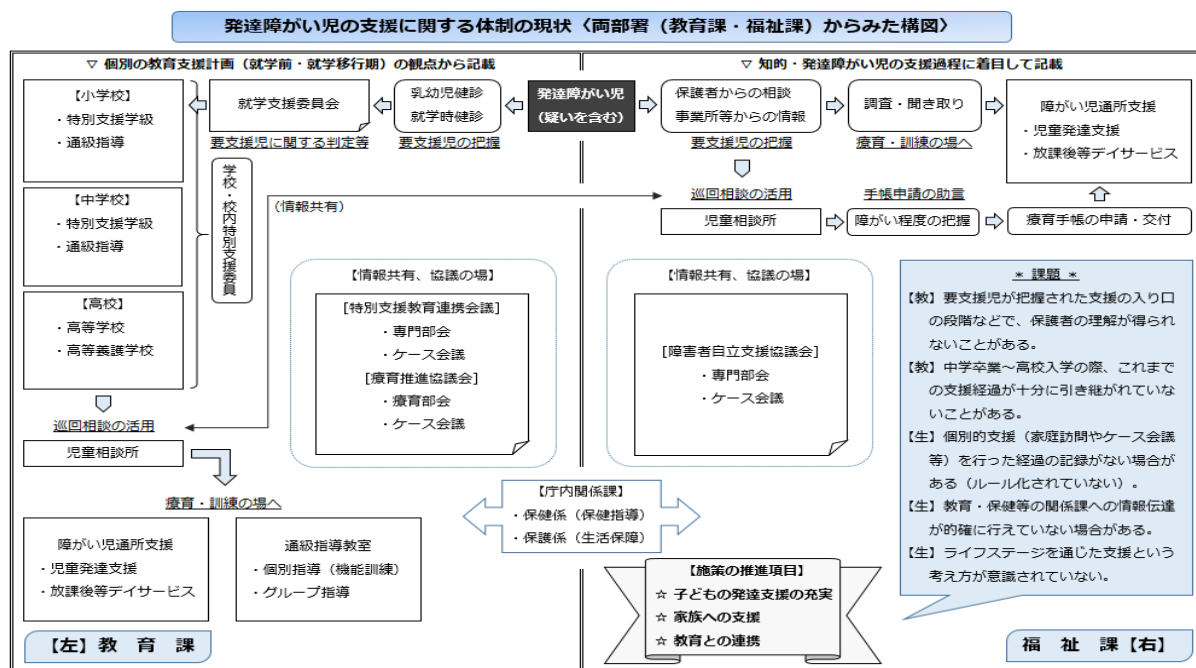
会をとおりて、お互い顔の見える関係ができ、各々が連携の必要性や有効性について共通認識を図ることができました。また、積極的に連携に取り組んでいる学校や事業所の実践例やアイデアを共有できる機会になったと同時に、連携の方法や時間の確保、仕組みづくりの必要性など課題が見えてきました。

今後も情報交換会や研修会の実施、相談先や福祉サービスの周知方法の工夫など、福祉機関と教育機関・幼稚園・保育施設等、子どもに関わる支援機関の連携推進及び発達支援体制の充実を図りたいと考えています。

【事例3】福祉と教育における発達支援に係る認識の共有化

本市における発達支援は、教育機関のほか、庁内では保健センターや子育て支援係の関わりが多く、障がい認定された段階で福祉担当係も関わりをもつことがあります。

こうした関わり方について、体制的・構造的な課題はないか、あるとすればどのような点かを可視化するため、現状の再確認として、発達支援を必要とする児童生徒をとりまく支援体制を図案にしました。

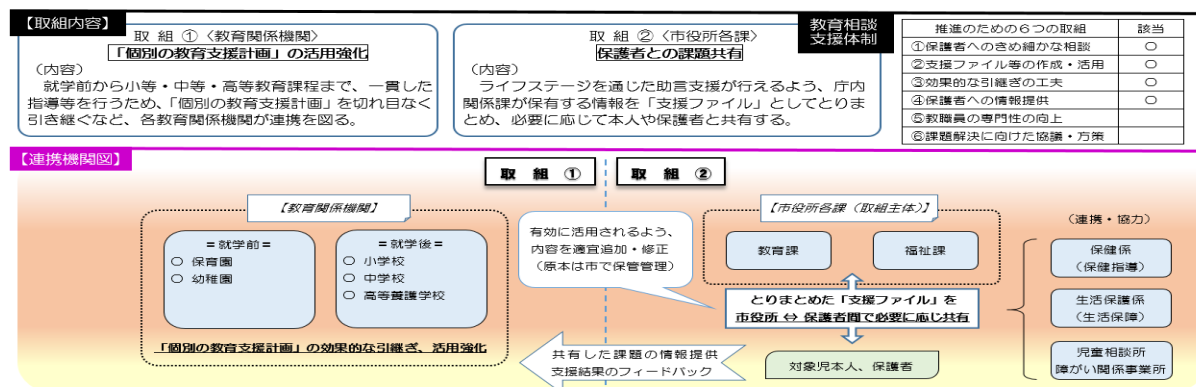


◆【連携の取組1】

発達障害者支援センター職員による指導の下、庁内関係課で発達支援に係る協議を開催。各課の課題を振り返るとともに、今後の取組方針を定めるなどして連携を図りました。

◆【連携の取組2】

特別支援教育充実セミナーに出席し、福祉と教育の双方が現状の課題と今後の取組方針等を発表。具体的な事例の発表も交えるなどして、教育関係機関との一層の連携が必要である旨を説明したほか、各教育機関の教員等とグループ討議を通じて発達支援に係る認識の共有化を図りました。



今年度の協議内容を踏まえて、庁内関係課及び各教育機関における連携体制をより確かなものにするための工夫を講じるとともに、保護者の方との間で共有する「支援ファイル」の具体的な作成・配付を当面の目標とします。

平成 30 年度 道保健福祉部「障がい児等支援連携体制整備事業」
 道教委「発達障がい支援成果普及事業」における「推進地域」

管 内	市町村	管 内	市町村
空知	夕張市	上川	愛別町、鷹栖町
石狩	江別市	留萌	羽幌町
後志	蘭越町	宗谷	稚内市
胆振	室蘭市、白老町	オホーツク	大空町
日高	新ひだか町	十勝	上士幌町
渡島	八雲町	釧路	釧路町、標茶町
檜山	上ノ国町	根室	標津町、羅臼町

